

首都高速道路日本橋区間地下化事業補助要綱

令和5年1月12日

(目的)

第1条 本要綱は、首都高日本橋区間の地下化事業（以下「本事業」という。）における事業スキームにおいて、民間プロジェクトから拠出される資金（以下「民間プロジェクト資金」という。）及び地方自治体における負担分に関して、資金の流れその他の基本的事項を定め、本事業の円滑な事業の推進を図ることを目的とする。

2 東京都（以下「都」という。）が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年6月9日法律第100号。以下「機構法」という。）第25条第2項に基づいて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に対し、予算の範囲内で本事業の補助を行うときは、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助対象)

第2条 本事業の補助対象は本事業に係る工事費、用地費、補償費及びその他必要な費用（以下「事業費」という。）とする。

(交付の申請)

第3条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による交付申請書を東京都知事（以下「知事」という。）に提出する。

2 本事業の実施にあたり、施行上、会計年度において分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で施行を一括して行う必要があり、かつ、施行年度が複数年にわたる場合は、交付を申請する初年度に知事の審査を受けることができる。

3 前項の規定による審査（以下「一括審査」という。）を受けようとするときは、交付申請と合わせて、第2号様式による申請書を提出するものとする。

(交付の決定)

第4条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは交付決定を行い、第3号様式の交付決定通知書により機構に通知する。

2 知事は、前条第2項の規定による一括審査申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第4号様式の承認書により機構に通知する。

3 知事は、前2項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付すことができる。

(変更の承認)

第5条 機構は、第3条により提出した交付申請書を変更するときは、第5号様式による変更申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第6号様式の承認書により機構に通知する。

(状況報告)

第6条 機構は、本事業の遂行の状況に関し、知事の要求があったときは、速やかに本事業の遂行の状況に関し知事に報告しなければならない。

(完了実績報告)

第7条 機構は、第3条により申請した事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第7号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定により完了実績報告を受けたときは、完了実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め、補助金の額を確定したときは、第8号様式による確定通知書により機構に通知する。

(是正のための措置)

第9条 知事が、前条の規定による調査の結果、その成果が交付の決定の内容及び決定に付した条件に適合していないと認めたときは、これに適合させるための処置をとるべきことを機構に命ずることができる。

(決定の取消)

第10条 知事は、この補助金の交付の決定後、機構が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 二 補助金を本事業以外の用途に使用したとき
- 三 その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は規則及び本要綱に基づく命令に違反したとき

(補助金の返還)

第11条 機構は、前条により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、本事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、知事が指定する期日までに取り消された金額を都へ返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算等)

第12条 第10条の規定により、知事が、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、機構は、その命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合は除く。）を納付しなければならない。

2 知事が、補助金の返還を命じた場合において、機構は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合は除く。）を納付しなければならない。

3 機構が、前項により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

4 機構が、この補助金の返還を命じられたにも関わらず、補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事業に対して交付する補助金等があるときは、知事は、未納付相当額を限度として、その交付を一時停止し又はその補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(交付の請求)

第13条 機構は、補助金の額の確定通知を受け、補助金を請求するときは、第9号様式による請求書を知事に提出する。

(概算払)

第14条 機構は、概算払を受けようとするときは、第10号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

(精算書)

第15条 機構は、前条により、概算払を受けたときは、第11号様式による精算書を提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項が生じた場合は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年1月12日から施行する。